

総社市子ども・子育て会議委員公募要領

(趣旨)

第1条 より子どもを生み、育てやすくすることをめざした新しい支援制度の充実を市民とともに考えていくため、総社市子ども・子育て会議条例第3条第4号におけるその他市長が適当と認める者の中に公募委員(以下「委員」という。)を定めることとし、委員を公募するものとする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次のとおりとする。ただし、応募の時点で市の職員、議員及び市の他の審議会等の公募委員になっている者は除く。

- (1) 市内在住で子育て経験があり、子育て支援に関心のある者
- (2) 65歳未満の成年者で、年4回程度開催する総社市子ども・子育て会議に出席できる者

(公募委員数)

第3条 公募による委員の数は、若干名とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、総社市子ども・子育て会議条例第3条第2項の規定に基づき、委嘱の日から2年とする。

(募集期間)

第5条 募集期間は、平成25年5月29日から平成25年6月12日までとする。

(応募方法)

第6条 委員に応募する者は、「総社市の子育て環境について私が思うこと」をテーマにした作文を800字程度にまとめ、提出するものとする。

(委員の選考)

第7条 委員の選考に当たっては、選考委員会で審議する。

- 2 選考委員は、保健福祉部長、こども課長及び子育て支援係長とする。
- 3 選考にあたっては、応募者の作文のほか、性別、年代、地域のバランスを考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第8条 選考の結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬は、総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に準じることとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。